

★「初めて請求」（もしくは「振込口座を変更」）される方へのお願い★

別紙「振込口座申出書」（様式4）も必ず一緒にご提出ください。

※「振込口座申出書」がないと振り込みができません。

施設 記入例

様式2-1 特定子ども・子育て支援提供証明書・領収証兼施設等利用費請求書（認可外保育施設等）

令和8年9月更新版

提供証明書兼領収証（一時預かり・認可外保育施設等）

保護者 (認定保護者)	フリガナ 氏 名	サッポロ イチロウ 札幌 一郎	利用した 児童 (認定子ども)	フリガナ 氏 名	サッポロ ハナ 札幌 花
----------------	-------------	--------------------	-----------------------	-------------	-----------------

提供内容並びに領収額及びその費用の内訳

特定子ども・子育て支援の内容 注) □にレを記入	提供年月	提供期間	利用料 無償化対象※1	特定費用 無償化対象外※2	施設自由 記載欄
☐ 認可外保育施設 ☒ 一時預かり事業 ☐ 病児・病後児保育事業	(令和) 8 年 10 月	1 日 ~ 31 日	42,000 円		

○標準的な利用時間（提供時間帯）は、札幌市に届出た確認申請書のとおり。（異なる場合は施設自由記載欄に記入）

※1 利用料は無償化の対象となる利用料（特定子ども・子育て支援利用料）の額。利用料の設定が月単位を超える（四半期等）場合
当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※2 日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等、無償化の対象とならない費用の額

上記のとおり、認定子どもに対し特定子ども・子育て支援を提供したこと、及び認定保護者から特定子ども・子育て支援利用料等として上記の金額を受領したことを証明します。

施設・事業所名称	■△幼稚園
施設・事業所所在地	札幌市白石区菊水1条1丁目0番0号
施設・事業所の 代表者職氏名	給付 太郎

認定保護者 記入例

費請求書（一時預かり・認可外保育施設等）

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、別途申し出る償還払いの振込先口座に振り込んでください。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、札幌市内に居住していることを札幌市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることや、利用料の支払い状況を札幌市が対象施設や保護者に確認すること。
- 課税状況を札幌市が確認すること。

請求日 令和 8 年 11 月 5 日

1. 請求する保護者（認定保護者）

フリガナ	サッポロ イチロウ	生年月日	昭和59 年 11 月 5 日
氏 名	札幌 一郎	現住所	札幌市中央区南1条東1丁目3-122
		日中連絡のつきやすい電話番号	090-XXXX-XXXX 【父・母・その他（ ）】

2. 利用した児童（認定子ども）

フリガナ	サッポロ ハナ	認定番号(新2号、新3号)	0000000000
氏 名	札幌 花	生 年 月 日	令和5 年 1 月 12 日

3. 認可外保育施設等の利用における施設等利用費の償還払い請求額

請求対象 年月	(令和) 8 年 10 月 利用月分	請求額※	40,300 円
------------	-----------------------	------	----------

※月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
ただし、幼稚園・認定こども園に通われている方は、第2号認定の場合は月額12,300円、第3号認定の場合は17,700円です。
月途中で認定期間が終了、又は開始される場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合：40,300(45,700)円× 終了日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始する場合：40,300(45,700)円× 認定日からの日数÷その月の日数

4. （複数施設の利用分をまとめて請求する場合のみ）添付する提供証明書・領収証の枚数（本紙は含みません）

添付枚数	枚
------	---

※月に複数施設を利用した場合、請求書部分を都度記載する手間を省略するため、同月の他の「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」をまとめて左上でホチキス留めし、上記の請求金額欄に合算してください。なお、さっぽろ子育てサポートセンターを利用した場合は「援助活動報告書」、札幌市こども緊急サポートネットワークを利用した場合は「援助活動の報告」又は「病児保育の報告書」を添付してください。

「初めて請求・振込口座を変更」する方は別紙「振込口座申出書」もご提出ください。

ひと月分ずつ請求してください。
（請求書を月ごとに作成してください。）

本紙を除いた枚数(添付した証明書や領収証の枚数)を
記載してください。

対象となる事業に「✓」をつけてください。（いずれかひとつ）

- ・「一時預かり事業」は、認可保育所・認定こども園・幼稚園及び企業主導型保育事業で実施する一時預かり事業(一般型)に限ります。
- ・「病児・病後児保育事業」は、札幌市へ病児保育の届出を行って実施している事業のみが対象となります。
- ・その他の認可外保育所等の場合は、「認可外保育施設」に「✓」をつけてください。

月途中の入退所や、月途中の認定開始・廃止以外は、月初から月末としてください。

実際にかかった費用(※2の特定費用を除く)の額を記載してください。

上記提供期間以降の日付でご記入ください。
※この記載例の場合、提供期間がR8. 10. 1~31のため、記載日はR8. 10. 31以降となります。

施設長・園長・事業所の代表者印

差支えなければ、認定保護者の捺印を押印ください。

書類に不備があった場合の対応が変わります。
・捺印なし⇒市から保護者へ書類を返送後、再提出いただく必要あり

・捺印あり⇒（電話で聞き取ったうえで）市にて補記修正が可能（※ただし、認定保護者欄と別の印鑑だった場合は捺印なしと同じ対応になります）

認定保護者が記載した日となります。

認定決定通知書に記載された保護者（認定保護者）の名前を記載してください。
捺印は必須です。

確認のためご連絡を差し上げることがありますので、お電話番号を記載してください。

認定決定通知書に記載されています。
必ずご記入ください。
※新2号、新3号の番号です。（1号の番号を記載しないでください。）

枠外記載の上限額と実際にかかった費用(※)を比較し、低い方の金額を記載してください。
(※)複数の施設・サービスを併用した場合、合計額を記載してください。（1枚目のみに記載し、2枚目以降は空白）
(※)複数施設を利用している場合のみ、施設

幼稚園の預かり保育を併用し、預かり保育分の請求書も作成される方の場合、「上限額（12,300円又は17,700円）」から、「預かり保育分として請求した額を引いた額」を記載してください。
例) 預かり保育の請求額9,000円の場合(新2号)
⇒ 12,300円 - 9,000円 = 3,300円